○法務省告示第百十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年九月二十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

GUGEN Software株式会社

神奈川県横浜市西区浅間町一丁目四番三号ウィザードビル四〇二

認証年月日

令和七年九月十二日

○外務省告示第三百七十一号

令和七年八月二十六日にニューヨークで、ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けた教育施設及びその周辺コミュニティにおける社会サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地震被害を受けた教育施設及びその周辺コミュニティにおける社会サービスへのアクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億二千三百万円

3　署名者

日　本　側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使

国際連合児童基金側　マンディープ・オブライエン公的パートナーシップ局長

令和七年九月二十五日

外務大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

○外務省告示第三百七十二号

令和七年八月二十六日にニューヨークで、ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けたコミュニティにおける参加型アプローチによる廃棄物除去及び生活インフラ復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地震被害を受けたコミュニティにおける参加型アプローチによる廃棄物除去及び生活インフラ復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億七千六百万円

3　署名者

日　本　側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使

国際連合開発計画側　カンニ・ウィグナラジャ総裁補兼アジア太平洋局長

令和七年九月二十五日

外務大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

○厚生労働省告示第二百五十四号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、令和七年十月一日から令和八年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

令和七年九月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

一　けし耕作者

栽培区域　栽培面積

なし　なし

二　甲種研究栽培者

栽培区域　栽培面積

北海道名寄市　四・五〇アール

茨城県つくば市　三・〇四アール

東京都小平市　一・五〇アール

長崎県長崎市　〇・一三アール

鹿児島県熊毛郡中種子町　〇・七五アール

○厚生労働省告示第二百五十五号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、令和八年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十四万二千五百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年九月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

○農林水産省告示第千四百四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和7管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和7管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略）